

## 大阪広域環境施設組合規則第15号

大阪広域環境施設組合職員倫理規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合職員倫理規則（平成27年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第12号を次のように改める。

- (12) パワーハラスメント（同じ職場で働く者に対して、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をいう。）を行わないこと

附 則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。